

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	短波空中線装置（HFアンテナ）の撤去役務	DIH-LG-23072	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 1月 24日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部画像・地理部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、短波空中線装置（HFアンテナ）の撤去役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

短波空中線装置 垂直偏波空中線部 取扱説明書（平成7年度）

1.2.2 関連文書

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

2 役務に関する要求

2.1 本役務の概要

本役務は、短波空中線装置の4面（東・西・南・北）のうち2面（西・北）を取り外し、取り外した器材を飯岡地上局所内で長期保管に適した状態にする。

2.2 役務の内容

2.2.1 実施計画

契約の相手方は、契約後速やかに現地調査を実施し、本役務に関する“実施計画書”を作成し、情報本部画像・地理部（以下，“官側”という。）の確認を得た後、5.1に基づき提出する。

なお、“実施計画書”に変更が生じた場合は、速やかに官側の確認を得て提出する。

2.2.2 役務の実施

a) 取り外し作業

- 1) 表1の役務対象物品について、“短波空中線装置 垂直偏波空中線部 取扱説明書（平成7年度）”及び付図1～付図3を参照し、作業手順に基づき既存空中線の2面（西・北）について取り外しを実施する。
- 2) 取り外し作業の着手は、官側と綿密に調整し、確認を受けた上で実施する。

表1－役務対象物品

品名	数量	引渡場所	引渡時期
短波空中線装置	1式	防衛省情報本部飯岡地上局 （千葉県旭市塙三番割）	契約後、速やかに

b) 保管作業

- 1) 本役務で取り外した器材は、空中線支持鉄塔及び地面上に固定して保管する。
なお、細部については付図4によるほか、官側の指示による。
- 2) 取り外し器材については、再展帳することを前提に固定する。その際、損傷（よれ・よじれ）等の無いように丁寧に取り扱い固定する。
- 3) 固定する際に、周辺の施設を損傷しないように十分注意するとともに、地面上に固定する器材については、ビニールシート及びシート固定用アンカー、ロープ等を使用し必要な保護をして保管する。

c) その他

- 1) 作業に際し、周辺の施設へ損傷を与えた場合は、官側へ報告するとともに、原状回復を実施するものとする。
- 2) 本役務に必要となる材料等は、契約の相手方が準備する。
- 3) 本役務で発生した廃材等は、契約の相手方が処分する。
- 4) 本役務の範囲を越える事態が発生した場合は、契約担当官等と協議するものとする。

2.2.3 作業報告書

契約の相手方は、実施計画書に基づく作業を完了した際には、本役務に関する“作業報告書”を作成し、官側の確認を得た後、5.1に基づき提出する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 貸付資料

契約の相手方は、表2に示す貸付資料、その他官側が必要と認めた資料等を官側と調整の上、無償で貸付を受けることができる。

表2－貸付資料

名称	数量	媒体	貸付時期	貸付・返納場所
短波空中線装置 垂直偏波空中線部 取扱説明書（平成7年度）	1部	紙	契約の相手方の 申請後、速やかに	防衛省情報本部飯岡地上 局（千葉県旭市塙三番 割）

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は、表3に示す書類を提出する。

表3－提出書類

番号	名称	数量	媒体	提出先	提出期限	備考
1	実施計画書	1部	紙	情報本部 画像・地理部 (飯岡)	作業開始前	様式等は、契約の 相手方による。
2	作業報告書	1部	紙		検査実施前	

5.2 情報の保全

契約の相手方は、本役務の履行に関し、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

5.3 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有するデータ、資料等の閲覧に関すること

- b) 現地における官側が保有する電話，電力及び水等の使用
- c) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- d) 委託企業の作業員等に対する駐屯地の入出門の許可
- e) 搬入資器材の保管
- f) その他契約担当官等が必要と認めたこと

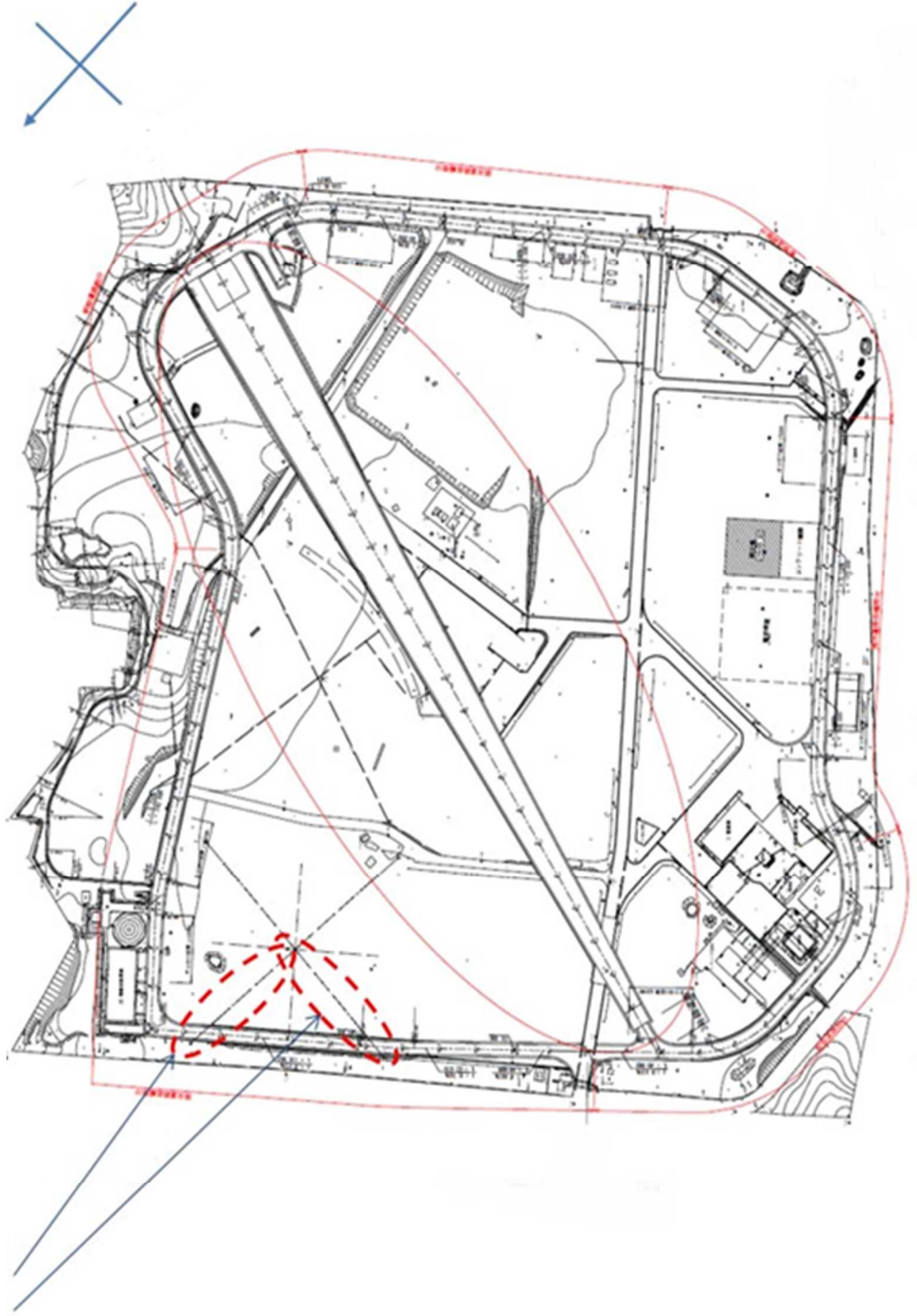
5.4 安全管理

契約の相手方は，本役務の履行に当たり，必要な安全管理を実施するものとする。

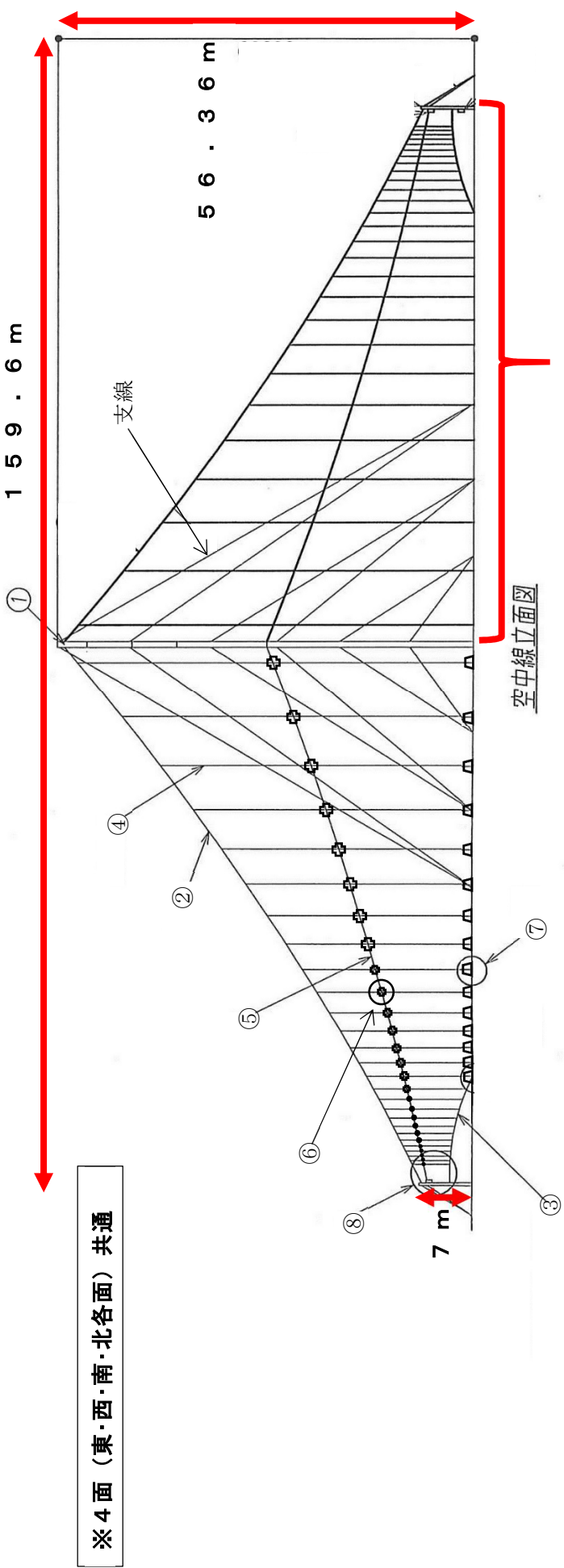
5.5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は，契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

短波空中線装置の4面（東・西・南・北）のうち2面（西・北）を取り外す。



付図1－短波空中線装置の配置図



※4面（東・西・南・北各面）共通

空中線立面図

空中線（1面あたり）78.4 m

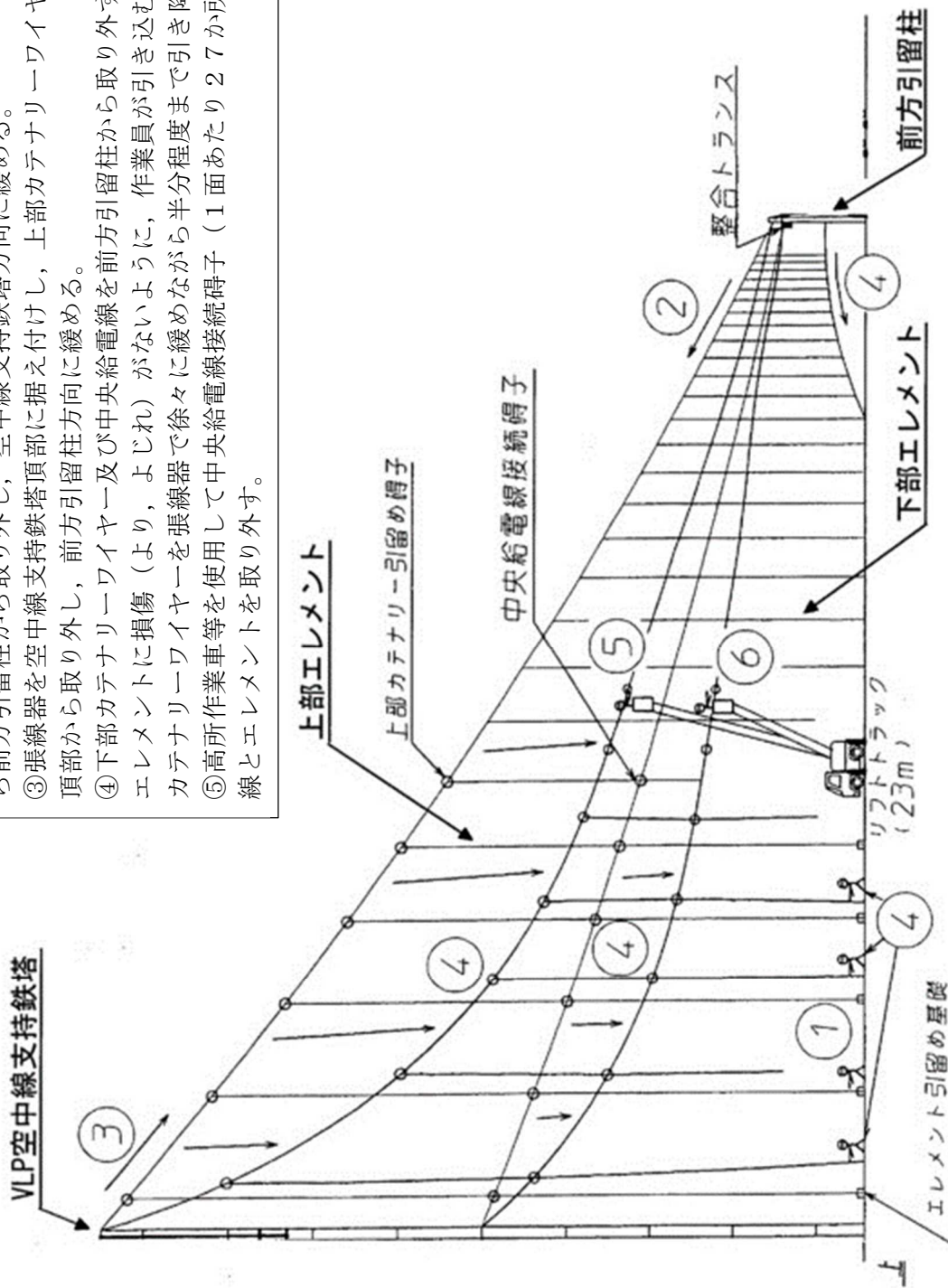
番号	名称	材質	単位	個数
①	空中線支持鉄塔	鋼管	高さ56.36m	1本
	空中線（1面あたり）	重量393.4 kg		
②	上部カテナリワイヤー	アルミ被服鋼撚線	長さ約90m	1本
③	下部カテナリワイヤー	アルミ被服鋼撚線	長さ約14m	1本
④	エレメント	アルミ被服鋼撚線	—	27本
⑤	中央給電線	アルミ被服鋼撚線	長さ約78m	1本
⑥	中央給電線接続碍子	磁器	—	27個
⑦	エレメント引き留め基礎	コンクリート	—	15か所
⑧	前方引留柱	木柱	高さ7 m	1本

- ・ 外し作業の対象は短波空中線装置の北方向面及び西方向面である。
- ・ 北・西方向それぞれの面について、前方引留柱から空中線支持鉄塔の間の空中線を取り外すこと（北・西それぞれ78.4 m、重量約393.4 kgを取り外す。）
- ・ 取り外した空中線は、空中線支持鉄塔及び地面上に固定する（地面上に固定する分は養生シート等で保護する。）。

付図2－短波空中線装置の概要

作業手順

- ① エレメント引留基礎（1面あたり15か所）とエレメントを取り外す。
- ② 前方引留柱に張線器を据え付けし、上部カテナリーワイヤーを張線器で徐々に緩めながら前方引留柱から取り外し、空中線支持鉄塔方向に緩める。
- ③ 張線器を空中線支持鉄塔頂部に据え付けし、上部カテナリーワイヤーを空中線支持鉄塔頂部から取り外し、前方引留柱方向に緩める。
- ④ 下部カテナリーワイヤー及び中央給電線を前方引留柱から取り外す。
- エレメントに損傷（より、よじれ）がないように、作業員が引き込み速度にあわせて上部カテナリーワイヤーを張線器で徐々に緩めながら半分程度まで引き降ろす。
- ⑤ 高所作業車等を使用して中央給電線接続碍子（1面あたり27か所）を外し、中央給電線とエレメントを取り外す。



付図3-1 短波空中線装置の取り外し要領

作業手順（付図3 続き）

⑥空中線支持鉄塔頂部と上部カテナリワイヤーを接続する。

エレメント及び中央給電線は、上部カテナリワイヤーに縛りつける。

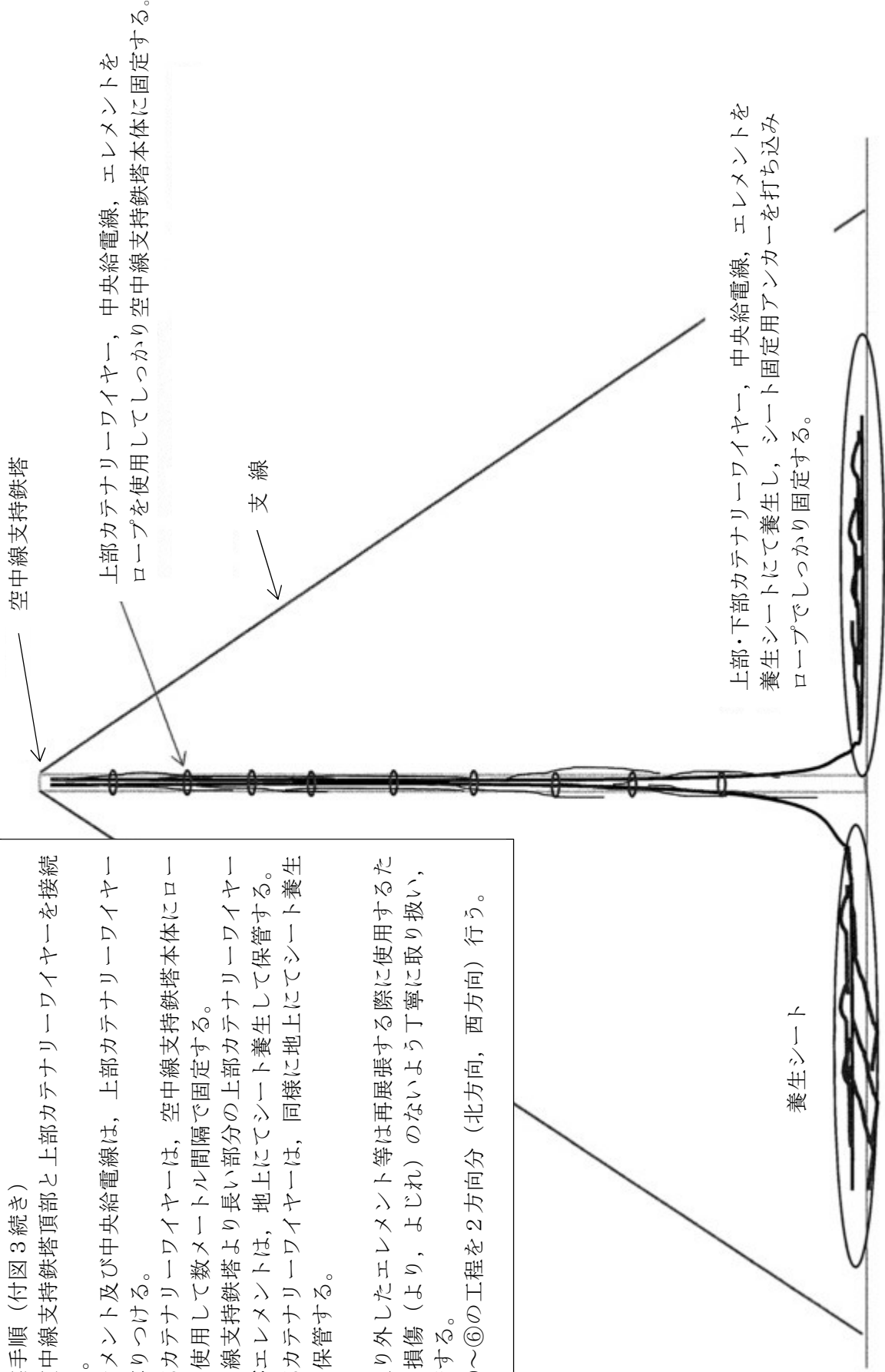
上部カテナリワイヤーは、空中線支持鉄塔本体にロープを使用して数メートル間隔で固定する。

空中線支持鉄塔より長い部分の上部カテナリワイヤー及びエレメントは、地上にてシート養生して保管する。

下部カテナリワイヤーは、同様に地上にてシート養生して保管する。

※取り外したエレメント等は再展張する際に使用するため、損傷（より、よじれ）のないよう丁寧に取り扱い、保管する。

※①～⑥の工程を2方向分（北方向、西方向）行う。



付図4 - 短波空中線装置の保管要領